

東総R02-013号
令和2年 8月24日

原子力規制委員会 殿

神奈川県川崎市幸区堀川町72番地34
東芝エネルギーシステムズ株式会社
代表取締役社長 畠澤 守

東芝エネルギーシステムズ株式会社 原子力技術研究所
核燃料物質使用施設に係る
改正法附則第5条第8項に基づく届出書の補正について

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号）附則第5条第8項において読み替えて準用する同法附則第4条第1項の規定に基づき、令和2年6月25日付け東総R02-004号をもって届出した東芝エネルギーシステムズ株式会社 原子力技術研究所の核燃料物質の使用許可の届出書について、別紙のとおり補正いたします。

別紙

1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 東芝エネルギーシステムズ株式会社
住 所 神奈川県川崎市幸区堀川町7番地34
代表者の氏名 代表取締役社長 畠澤 守

2. 工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 東芝エネルギーシステムズ株式会社 原子力技術研究所
所 在 地 神奈川県川崎市川崎区浮島町4番1号

3. 補正の理由

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第52条第2項第10号に掲げる事項の記載内容の一部見直しを行ったため

4. 補正の内容

(1) 品質管理基準規則の記載に合わせて、所長を経営責任者に変更。
(2) 品質管理基準規則の記載に合わせて、部門に関する記載を追加。
補正内容は別添の「核燃料使用許可変更届出 補正申請 新旧対照表」に示す。

以上

別添

核燃料使用許可変更届出 補正申請 新旧対照表

核燃料使用許可変更届出 旧 (補正前)	新 (補正後)	変更理由
<p>5. <u>所長</u>の責任</p> <p>5.1 <u>所長</u>の原子力の安全のためのリーダーシップ</p> <p><u>所長</u>は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その有効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 品質方針を定めること。 二 品質目標が定められているようにすること。 三 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。 四 マネジメントレビューを実施すること。 五 資源が利用できる体制を確保すること。 六 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。 七 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。 八 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保 	<p>5. <u>経営責任者等</u>の責任</p> <p>5.1 <u>経営責任者</u>の原子力の安全のためのリーダーシップ</p> <p><u>経営責任者</u>は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その有効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 品質方針を定めること。 二 品質目標が定められているようにすること。 三 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。 四 マネジメントレビューを実施すること。 五 資源が利用できる体制を確保すること。 六 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。 七 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。 八 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保 	<p>・品質管理基準規則の記載に合わせて、所長を経営責任者に変更（以下多数あり、説明省略）</p> <p>* *</p>

<p>について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。</p>	<p>について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。</p>	
<p>5.2 原子力の安全の確保の重視</p> <p><u>所長</u>は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。</p>	<p>5.2 原子力の安全の確保の重視</p> <p><u>経営責任者</u>は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。</p>	*
<p>5.3 品質方針</p> <p><u>所長</u>は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。</p> <p>一 組織の目的及び状況に対して適切なものであること。</p> <p>二 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の維持に<u>所長</u>が責任を持って関与すること。</p> <p>三 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。</p> <p>四 要員に周知され、理解されていること。</p> <p>五 品質マネジメントシステムの継続的な改善に<u>所長</u>が責任を持って関与すること。</p>	<p>5.3 品質方針</p> <p><u>経営責任者</u>は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。</p> <p>一 組織の目的及び状況に対して適切なものであること。</p> <p>二 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の維持に<u>経営責任者</u>が責任を持って関与すること。</p> <p>三 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。</p> <p>四 要員に周知され、理解されていること。</p> <p>五 品質マネジメントシステムの継続的な改善に<u>経営責任者</u>が責任を持って関与すること。</p>	<p>*</p> <p>*</p> <p>*</p>

<p>5.4 品質目標</p> <p>(1) <u>所長</u>は、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにする。</p> <p>(2) <u>所長</u>は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。</p>	<p>5.4 品質目標</p> <p>(1) <u>経営責任者</u>は、<u>部門において</u>、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにする。</p> <p>(2) <u>経営責任者</u>は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。</p>	<p>* ・品質管理基準規則の記載に合わせて、部門に関する記載を追加 *</p>
<p>5.5 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>(1) <u>所長</u>は、品質マネジメントシステムの実施に当たっての計画が策定されているようにする。</p> <p>(2) <u>所長</u>は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果 二 品質マネジメントシステムの有効性の維持 三 資源の利用可能性 四 責任及び権限の割当て 	<p>5.5 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>(1) <u>経営責任者</u>は、品質マネジメントシステムの実施に当たっての計画が策定されているようにする。</p> <p>(2) <u>経営責任者</u>は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果 二 品質マネジメントシステムの有効性の維持 三 資源の利用可能性 四 責任及び権限の割当て 	<p>* *</p>

<p>5.6 責任及び権限</p> <p><u>所長</u>は、要員の責任及び権限を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p>	<p>5.6 責任及び権限</p> <p><u>経営責任者</u>は、<u>部門及び</u>要員の責任及び権限を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p>	<p>*</p> <p>・品質管理基準規則の記載に合わせて、部門に関する記載を追加</p>
<p>5.6.1 品質マネジメントシステム管理責任者</p> <p><u>所長</u>は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>一 プロセスが確立され、実施されるとともに、その有効性が維持されているようにすること。</p> <p>二 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について<u>所長</u>に報告すること。</p> <p>三 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。</p> <p>四 関係法令を遵守すること。</p>	<p>5.6.1 品質マネジメントシステム管理責任者</p> <p><u>経営責任者</u>は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>一 プロセスが確立され、実施されるとともに、その有効性が維持されているようにすること。</p> <p>二 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について<u>経営責任者</u>に報告すること。</p> <p>三 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。</p> <p>四 関係法令を遵守すること。</p>	<p>*</p> <p>*</p>
<p>5.6.2 管理者</p> <p>(1) <u>所長</u>は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。</p>	<p>5.6.2 管理者</p> <p>(1) <u>経営責任者</u>は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。</p>	<p>*</p>

<p>一 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その有効性が維持されているようにすること。</p> <p>二 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。</p> <p>三 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。</p> <p>四 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。</p> <p>五 関係法令を遵守すること。</p> <p>(2) 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>一 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。</p> <p>二 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。</p> <p>三 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。</p> <p>四 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子力施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。</p> <p>五 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。</p> <p>(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あ</p>	<p>一 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その有効性が維持されているようにすること。</p> <p>二 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。</p> <p>三 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。</p> <p>四 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。</p> <p>五 関係法令を遵守すること。</p> <p>(2) 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>一 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。</p> <p>二 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。</p> <p>三 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。</p> <p>四 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子力施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。</p> <p>五 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。</p> <p>(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あ</p>	
--	--	--

<p>らかじめ定められた間隔で行う。</p>	<p>らかじめ定められた間隔で行う。</p>	
<p>5.7 組織の内部の情報の伝達</p> <p><u>所長</u>は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの有効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p>	<p>5.7 組織の内部の情報の伝達</p> <p><u>経営責任者</u>は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの有効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p>	<p>*</p>
<p>5.8 マネジメントレビュー</p> <p><u>所長</u>は、品質マネジメントシステムの有効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p>	<p>5.8 マネジメントレビュー</p> <p><u>経営責任者</u>は、品質マネジメントシステムの有効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p>	<p>*</p>
<p>7.3 設計開発</p> <p>7.3.1 設計開発計画</p> <p>(1) 研究所は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理する。</p> <p>(2) 研究所は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。</p>	<p>7.3 設計開発</p> <p>7.3.1 設計開発計画</p> <p>(1) 研究所は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理する。</p> <p>(2) 研究所は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。</p>	

<p>一 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度 二 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制 三 設計開発に係る要員の責任及び権限 四 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源 (3) 研究所は、効果的な情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に關与する各者間の連絡を管理する。 (4) 研究所は、第一項の規定により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。</p>	<p>一 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度 二 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制 三 設計開発に係る <u>部門及び</u>要員の責任及び権限 四 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源 (3) 研究所は、効果的な情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に關与する各者間の連絡を管理する。 (4) 研究所は、第一項の規定により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。</p>	<p>・品質管理基準規則の記載に合わせて、<u>部門に関する記載を追加</u></p>
<p>8.2.2 内部監査 (1) 研究所は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。 一本品質管理計画の規定に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項 二 有効性のある実施及び有効性の維持 (2) 研究所は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。 (3) 研究所は、個別業務、プロセスその他の領域（以下</p>	<p>8.2.2 内部監査 (1) 研究所は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。 一本品質管理計画の規定に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項 二 有効性のある実施及び有効性の維持 (2) 研究所は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。 (3) 研究所は、<u>内部監査の対象となり得る部門</u>、個別業</p>	<p>・品質管理基準規則</p>

<p>単に「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の有効性を維持する。</p> <p>(4) 研究所は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。</p> <p>(5) 研究所は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。</p> <p>(6) 研究所は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を手順書等に定める。</p> <p>(7) 研究所は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。</p> <p>(8) 研究所は、不適合が発見された場合には、前項の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。</p>	<p>務、プロセスその他の領域(以下単に「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の有効性を維持する。</p> <p>(4) 研究所は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。</p> <p>(5) 研究所は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。</p> <p>(6) 研究所は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を手順書等に定める。</p> <p>(7) 研究所は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。</p> <p>(8) 研究所は、不適合が発見された場合には、前項の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。</p>	<p>の記載に合わせて、部門に関する記載を追加</p>
---	--	-----------------------------